

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 2 8 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(書面会議)				
事務局 (担当課)		総務局情報公開課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)				
開催日		令和 2 年 5 月 2 7 日(水)				
開催場所		(書面会議)				
出席者	委員	1 5 人(別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	2 人(情報公開課長、同総括副主幹)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		書面会議のため				
会議次第		(審議を書面で行った理由) 新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために、委員が一堂に会する方法により会議をすることが困難な状況ではあったが、諮問案件で早急な対応が求められていたため、議決の方法等について事前に取決めを行い、書面により委員の意見・賛否を求め、回答を得ることにより会議の開催に代えることとした。				
		議題 1 諮問事案に係る調査審議について (1) 個人情報保護条例第 9 条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について (2) 個人情報保護条例第 8 条に定める本人以外からの個人情報の収集について 2 その他				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり

1 諮問事案に係る書面審議について

(1) 個人情報保護条例第 9 条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について

(2) 個人情報保護条例第 8 条に定める本人以外からの個人情報の収集について

実施機関である産業・雇用政策課からの諮問について、質疑応答が行われた。
別紙 1 のとおり

諮問の内容を適当とすることについて、賛否表明書の提出があった。
票数結果は別紙 2 のとおり

書面審議の結果、(1) 個人情報保護条例第 9 条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について、及び(2) 個人情報保護条例第 8 条に定める本人以外からの個人情報の収集について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

2 その他

次回の審議会の日程については、別途調整することとした。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会（書面会議） 出席者名簿
（令和2年5月27日開催）

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	岩谷 房雄	相模原商工会議所1号議員	出席	
3	落合 洋一	公募委員	出席	
4	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	
5	齊藤 愛	千葉大学大学院社会科学研究院教授	出席	
6	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
7	清水 善仁	中央大学文学部准教授	出席	
8	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科准教授	出席	
9	瀬戸 洋一	産業技術大学院大学情報アーキテクチャー専攻教授	出席	
10	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	出席	
11	長瀬 久	公募委員	出席	
12	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席	
13	中山 光明	相模原市自治会連合会理事	出席	
14	松浦 薫	弁護士	出席	
15	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は令和3年6月30日まで

第 1 2 8 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 質問・回答書 ①

質問事項	<p>(1) 今回給付という目的外利用につかう</p> <p>(2) 虐待などうけている場合、本人が申請できなく、本人以外が該当個人の情報を収集する。</p> <p>また委託業者が対応するが、ISMS、P マーク認定企業で、安全な委託先を利用する。</p> <p>ということですか。</p>
回 答	<p>(1) 特別定額給付金の給付のため、各事務担当課が保有している個人情報及び本人以外から収集した個人情報を目的外利用するものです。</p> <p>なお、平成 5 年 6 月 14 日付答申第 1 号において、行政サービスの提供等行政事務処理のため、市民等の居住関係の確認に資する住民基本台帳の基本的事項の利用が、各課各実施機関に対して認められているところです。</p> <p>(2) 虐待を受けて施設等に入所している児童等については、対象の児童等が情報収集したり、申出をしたりすることは困難であると考えられることから、関係機関が所有する個人情報を収集し、給付に利用するものです。</p> <p>委託業者の選考にあたりまして、特別定額給付金に係る事務は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく家計への支援として、「緊急の必要により競争入札に付することができない」ことから、過去に同様の給付金事務業務を受託した共同企業体と随意契約いたしましたが、共同企業体を構成する企業はいずれもプライバシーマークを取得していることを確認しています。</p>

第128回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 質問・回答書

質問事項

特別定額給付金については、申請書に振り込み先等記入することになっていると思いますが、振り込め詐欺には十分注意するよう周知していただきたいと思いをします。

回答

特別定額給付金に関する給付金の詐欺防止につきましては、各世帯に郵送する給付金申請書の送付用封筒及び同封するチラシで注意を呼びかけるほか、市ホームページや広報さがみはらなどへの掲載、金融機関・商業施設・自治会掲示板などへのポスターの掲出、青色回転灯パトロールカーなどによる警戒活動など通じて注意を促します。

また、総務省・消費者庁・警察等の関係機関とも連携し、周知を図ってまいります。

<p>質問事項</p>	<p>2の、本人以外から個人情報を収集する必要性について</p> <p>本市の施設等に居住している方の中には、施設ではなく特定の個人宅に居住している方もいると思いますが、暴力等被害者は未把握のようですが対応策があるのでしょうか。</p> <p>また、他の地方公共団体から暴力等被害者などの個人情報の収集依頼があった場合の担当部署の職員等の対応には、特に注意を払う必要があると思います。</p>
<p>回答</p>	<p>配偶者や親族からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日(基準日)以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、被害者本人が避難先の市区町村に申出を行うことで、世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、今お住まいの市区町村で特別定額給付金受け取ることができる措置を受けられます。</p> <p>また、他の地方公共団体との情報提供等については、避難先の漏洩を防ぐため、市区町村間での直接の情報提供は禁止され、都道府県が仲介することで、避難先の市区町村がわからない形で情報提供される仕組みとなっております。</p>

<p>質問事項</p>	<p>5 の、個人情報の管理体制について</p> <p>(1) 収集した個人情報は、担当課の課長級職員が管理責任者となる、ことと していますが課長(級)職員は複数名いて責任の所在が曖昧にならないで しょうか。課長にして代決の方法は所在が明らかになると思います。</p> <p>(2) 個人情報の受け渡しは、庁内メールシステムにより行う場合もあるよう ですが、担当課に職員が直接受け渡し出来たらと思います。また出先機関 についても介在者がいない方法はないでしょうか。</p> <p>(3) 委託業者の選考ですが、どのような契約方法で誰が選考するのしょう か。</p> <p>また、委託業者は職員と同じ事務室内で業務を行うようですが、職員は 守秘義務が課されていますが委託業者契約書のみであり退社等の確約は取 れるのでしょうか。</p> <p>(4) 個人情報が記載された文書は、委託業者は、市の事務室内から持ち出す ことはありませんでしょうか。</p>
<p>回 答</p>	<p>5 の、個人情報の管理体制について</p> <p>(1) 収集した個人情報の管理責任者は、課長といたします。</p> <p>(2) 庁内での個人情報の受け渡しは、直接の受け渡しは紛失等の危険性もあ ることから行わず、庁内 LAN を用いて行うこととしています。また、本 庁機関と出先機関の文書集配を行うメール便は使用いたしません。</p> <p>なお、庁内 LAN でのデータ送信の際には、ファイルにパスワードを設 定します。</p> <p>(3) 委託業者の選考にあたりまして、特別定額給付金に係る事務は、新型コ ロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく家計への支援として、「緊急の必 要により競争入札に付することができない」ことから、過去に同様の給付 金事務業務を受託した共同企業体と随意契約いたしました。</p> <p>また、委託業者における守秘義務及び個人情報の保護につきましては、 契約書及び個人情報の取扱いに係る特記事項において守秘義務を課し、契 約期間中のみならず契約期間満了後または契約解除後並びに退職後も同様 としているほか、作業従事者全員から秘密保持に関する誓約書を提出させ ることとしています。</p> <p>(4) 委託業者が、個人情報が記載された文書を市の事務室以外の場所に持ち 出すことはありますが、契約書に定める「個人情報等の取扱いに係る作業 場所に関する報告」により報告された場所に限りです。</p>

<p>質問事項</p>	<p>・DV被害者の方の給付についてお聞きしたい。 本人が避難先の市町村で申請できるのでしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p>配偶者や親族からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日(基準日)以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、被害者本人が避難先の市区町村に申出を行うことで、世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、今お住まいの市区町村で特別定額給付金受け取ることができる措置を受けられます。</p> <p>基本的には国が定めた実施要領に基づき行いますが、主な手続きは次のとおりです。</p> <p>本人が人権・男女共同参画課に電話連絡 申出書・本人確認書類等の提出 都道府県を通じて、住民票所在市区町村での(加害者への被害者分の)支給停止 市から被害者に申請書を送付 申請書の提出 特別定額給付金の支給</p>

第 1 2 8 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の書面議決の結果について

賛否表明の票数結果

議題 1 (1) 個人情報保護条例第 9 条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について
答申書 (案) のとおり適当なものとして答申することについて

賛成 15 反対 0

議題 1 (2) 個人情報保護条例第 8 条に定める本人以外からの個人情報の収集について
答申書 (案) のとおり適当なものとして答申することについて

賛成 15 反対 0

議題の可否の結果

議題 1 (1) 及び議題 1 (2) の両議題について、過半数の賛成をもって可決され、別紙のとおり答申する。

なお、今回の答申は、先日お知らせしたとおり、附帯意見をつけさせていただくことにより、「類型」答申として取り扱い、今後の同様の事案等において諮問答申を省略することとする。しかしながら、附帯意見に記載のとおり、この「類型」に該当するかどうか疑義があるものや、該当はするが慎重な取扱いを要すると考えられる事案については、本審議会に報告する等慎重に対応する。